

[事案 2021-227] 入院給付金等支払等請求

・令和5年8月8日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不適切な行為等を理由に、入院給付金等の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年12月に睡眠時無呼吸症候群により入院および手術を受け、平成31年1月に小腸狭窄により入院したため、平成30年10月に契約した組立型保険にもとづき入院および手術給付金を請求したが、保険会社に事実確認の調査を求められ、調査の同意に拒否すると不支払いとされた。しかし、以下の理由により、給付金等を支払ってほしい。また、身体障がい者手帳の交付を受けているため、保険料払込免除特約を適用し、支払った保険料を返還してほしい。さらに、精神的苦痛を受けたことから、慰謝料を支払ってほしい。これらの請求が認められない場合は、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人には、既往症を事前に伝えており、身体障がい者手帳のコピーも渡している。
- (2) 告知書は、募集人が入力しており、自分は署名だけ行った。
- (3) 募集人は、障がい者や難病でも加入できる保険があると嘘の勧誘をした。
- (4) 保険料に関する説明がなく、初回保険料は、募集人が自身のポケットマネーで振り込んだ。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の病気や申立人が障がい者認定を受けていることを知らなかったので、募集人が告知妨害をしたという事実はない。
- (2) 申立人の協力が得られないため、事実を確認することができないが、申立人には告知義務違反、契約前発病の疑いがある。
- (3) 約款において、告知義務違反がある場合は、保険料払込免除特約を解除できていることになっている。
- (4) 告知書の入力は、申立人自身が行ったものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。